

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定する。
 - 二、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
 - 三、在ジャカルタ日本国総領事館、在マニラ日本国総領事館、在ポートモレスビー日本国総領事館、在リマ日本国総領事館及び在ロンドン日本国総領事館を廃止する。
 - 四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- なお、衆議院において、施行期日を平成二十三年四月一日から公布の日に改めるとともに、改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は平成二十三年四月一日から、子女教育手当の支給額に関する規定は施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用するものとする等の修正が行われた。